

# 札幌市図書館資料収集要綱

制定…平成 5 年 4 月 1 日

改正…平成 14 年 7 月 1 日

改正…平成 26 年 1 月 20 日

改正…平成 28 年 5 月 27 日

改正…平成 28 年 9 月 7 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）の趣旨に従い、札幌市図書館条例（昭和 25 年条例第 20 号）第 2 条に定める事業を行うため、本市図書館における図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第 2 条 本市図書館は、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」に則り、自由に、公平に、偏見なく、かつ、次の各号を基本に資料を収集する。

- (1) 公立図書館の役割、利用者各層の要求及び社会の動向に配慮しつつ、市民の文化、教養、調査、研究、レクリエーション等に資するもの。
- (2) 著者、作者、編者の思想、宗教、立場にとらわれず、各方面の意見を網羅するもの。

## (収集資料の範囲)

第 3 条 収集する資料は、主として国内で発行されている各分野の広範囲なものとし、国外で出版されたものは必要に応じ収集する。

2 収集する資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、参考図書、児童図書、外国語図書ほか）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌ほか）
- (3) 官公庁出版物
- (4) 郷土資料
- (5) 視聴覚資料（CD、DVD、マイクロフィルムほか）

(6) 障がい者用資料（大活字本ほか）

(7) 電子書籍

(8) その他

#### **（資料の収集方法）**

第4条 資料は、購入によるほか、寄贈、寄託を積極的に活用する。

#### **（中央図書館の資料収集範囲）**

第5条 本市図書館の中心施設として、第3条に掲げる資料を可能な限り広範囲に収集する。

2 中央区の地区図書館的機能を果たすため、第7条に掲げる資料を収集する。

3 本市図書館施設にまたがる各時代を反映する資料は、保存すべきものを必要に応じ収集する。

#### **（札幌市図書・情報館の資料収集範囲）**

第6条 都心に集う市民の課題解決に役立つ施設として、仕事や暮らしに関する資料を収集する。

2 札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センターとの複合施設であることを踏まえ、文化芸術に関する資料を収集する。

3 市民や来訪者に向けて札幌の魅力を伝える資料を収集する。

#### **（札幌市えほん図書館の資料収集範囲）**

第7条 乳幼児の読書活動を推進する絵本専門の施設として、絵本及び絵本文化を広く理解するための資料を収集する。

2 乳幼児の読書活動を通じて子育てに係る人を支援するため、幼児教育及び子育て関連資料を収集する。

#### **（地区図書館の資料収集範囲）**

第8条 区内図書館の中心施設として、地域住民の教養、文化の向上並びに地域の情報・教育・レクリエーション及び日常生活に役立つ図書及び逐次刊行物を収集する。

2 一般教養的事項にかかる参考資料を収集する。

3 地域に密接な郷土資料を収集する。

4 中央図書館の補完機能として、種類別、主題別の必要な資料を分担収集する。

#### **（区民センター及び地区センター図書室の資料収集範囲）**

第9条 市民の身近な図書館施設として、読み物を主体とする一般図書・児童図書及び  
軽易な参考図書を収集する。

2 日常生活に密着した実用性の高いものを主体とする資料を収集する。

**(その他の図書館施設の資料収集範囲)**

第10条 図書コーナーにあつては、気軽に利用できる読み物、日常生活に密着した実  
用書及び平易な児童図書を主体とする資料を収集し、規模に応じて日常生活に役立つ  
参考図書を収集する。

**附 則**

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 資料収集方針は、廃止する。

**附 則**

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年9月7日から施行する。